



東労発基第 390 号  
平成 28 年 6 月 1 日

関係団体の長 殿

東京労働局長



平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について

日頃、労働基準行政とりわけ労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 28 年 3 月 14 日に送付いたしました平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619002 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）及び平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」（以下「重点通達」という。）によりお示ししているところですが、平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害は増加に転じ、その発生状況について、今般、厚生労働省において、別紙 1 のとおり取りまとめられました。

東京労働局における同死傷者数は 37 人であり、平成 26 年（46 人）と比べて減少いたしました。第 12 次東京労働局労働災害防止計画（平成 25 年度から 29 年度まで）において、同期間中の熱中症による死傷災害の発生件数の合計を、前計画期間中（平成 20 年度から 24 年度まで）の件数（187 件）と比較して 20%以上減少させることを目標の一つとして掲げており、当該目標の達成に向けては極めて厳しい状況となっています。

つきましては、貴職におかれては、別紙 1 の死傷災害の発生状況を参考にし、基本対策及び重点通達に基づく職場における熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、関係事業場への周知等について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。